令和8年度

象潟前川地区

農地中間管理機構関連ほ場整備工事

02504－K03

特　記　仕　様　書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年9月

由利地域振興局農林部

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
　第１章　総則

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第1節　共通仕様書の適用</td><td colspan="3">本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和７年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第2節　余裕期間制度の適用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・余裕期間制度の適用無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある
発注者指定方式</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ある
任意着手方式</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">第3節　技術者の専任</td><td></td><td>ない
通常の契約工事</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ない
余裕期間設定工事</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある
通常の契約工事</td><td rowspan="2">(1)　現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。
(2)　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査結果通知書の日付とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある
余裕期間設定工事</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第4節　現場施工着手日の指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・現場施工着手日の指定無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第5節　電子納品
※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）</td><td colspan="2">●</td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第6節　工事施工調整会議
（三者協議）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第7節　施工調査の対象工事
（歩掛調査）
（間接工事等諸経費動向調査）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第8節　施工手段等の指定
（契約指定事項）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定事項なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">第9節　検査・品質管理関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　中間検査</td><td>●</td><td>ない</td><td>・中間検査なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　段階確認</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・共通仕様書第３編土木工事共通編「３－１－１－４■監督職員による確認及び立会等」に基づき段階確認を行う工種として、次の工種を追加するものとする。
<table>
<tr><th>工種</th><th>細別</th><th>確認時期</th><th>確認項目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">暗渠排水工事</td><td>管材、継手材</td><td>資材搬入時</td><td>資材検収</td></tr>
<tr><td>被覆材</td><td>資材搬入時</td><td>1袋当たり数量</td></tr>
<tr><td></td><td>施工中</td><td>配置数量</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

3　重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。
		ある	
4　規格値	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	
第10節 標準設計図	(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和３年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。 (2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。		
第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし
		ある	
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について	(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数		
第14節 週休２日制工事の対象	●	発注者指定型	・本工事は、秋田県週休２日制工事（発注者指定型）である。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第16節 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用	(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による		
第17節 地下埋設物の損傷事故防止	・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止	・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第19節 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）	(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
第20節 その他特記事項（余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	
第21節 その他特記事項（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	●	ない	・対象なし
		ある	

第22節 その他特記事項 （労働者確保に要する間接費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書（一般土木）」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営　繕　費：借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式１）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
第23節 その他特記事項 （現場環境改善費）	● ない ・条件なし 　　ある
第24節 その他特記事項 （１日未満で完了する作業の積算の適用）	(1) 「１日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第１編共通編第１章総則第１節59によるものとする。 (2) １日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、１箇所当りの作業量とする。 (3) １日未満積算基準「３判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」による。
第25節 その他特記事項 （運搬費及び準備費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運　搬　費：建設機械の運搬費 準　備　費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式１）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
第26節 その他特記事項 （建設現場等の遠隔臨場に関する試行について）	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
第27節 その他特記事項	・　令和９年度春工事については、本工事受注者との随意契約工事とする。

第２章　材料

項　　目	条件		内　　容
第1節　再生資材の使用		ない	
	●	ある	・本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材料名	規格	施工箇所	備考
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC-40	敷砂利	

第2節　ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの使用	●	ない	・使用なし
		ある	
第3節　重要なｺﾝｸﾘｰﾄ構造物品質管理	●	ない	・該当なし
		ある	
第4節　セメントコンクリート二次製品		ない	
	●	ある	・工事に使用するセメントコンクリート二次製品は次表のとおりとする。

製品名	種類・呼び名・規格等	抵抗ﾓｰﾒﾝﾄ・設計荷重
地下灌漑用ｺﾝｸﾘｰﾄ取水桝	300型（蓋付き）	

第5節　合成樹脂製品類		ない	
	●	ある	・工事に使用する合成樹脂製品類は次表のとおりとする。

製品名	種類・呼び名・規格等	備　　考
硬質塩化ビニル管	薄肉管VU、径65、長さ4,000	無孔管　※再生品含む
	厚肉管VP、径65、長さ4,000	無孔管　※再生品含む
塩ビ管継手	22.5°エルボ、径65	
	90°エルボ、径65	
	45°エルボ、径65	
取水栓	回転式、径100	再生品含む
管理用取水栓	φ75×65（フィルター付き）	
水閘	竪管式、径65	再生品含む
水位調整機能付水閘	竪管式、径100×65	再生品含む
硬質塩化ビニル管継手	チーズ、径65	
	キャップ、径65	
高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管U字溝	300mm	
高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管(波状管)	内径60	有孔管、内面平滑二重管
	内径60	無孔管、内面平滑二重管
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ継手(波状管用)	22.5°ｴﾙﾎﾞ 60、45°ｴﾙﾎﾞ 60	
	90°ｴﾙﾎﾞ 60	
	変換ｿｹｯﾄ 波状管60×塩ビ管65	
	ﾁｰｽﾞ 60、45°ﾁｰｽﾞ 60、十字管 60	

(1) 管水路工に使用する硬質塩化ビニール管は、JISK-6741の規格に合格したものとする。
また、管継手および異形管製品は、JISK-6743の規格またはこれに準ずる規格に適合したものでなければならない。
(2) 接着剤は JWWAS-101 の規格に合格したものでなければならない。

第6節　鉄鋼製品類		ない	
	●	ある	・工事に使用する鉄鋼製品類は次表のとおりとする。

製品名	種類・呼び名・規格等	備　　考
高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝU字溝用ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ	φ16×850	

第7節　山　砂	●	ない	・使用なし
		ある	
第8節　注入目地材及び目地板	●	ない	・使用なし
		ある	
第9節　瀝青材料	●	ない	・使用なし
		ある	
第10節　再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の使用（溶融ｽﾗｸﾞ入り）	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	
第11節　溶融ｽﾗｸﾞ入りまたは、ﾌﾗｲｱｯｼｭ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の使用	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	

<table>
<tr><td rowspan="2">第12節 もみがらの使用</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>(1) 東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に伴い、原発周辺県で収集された肥料・土壌改良資材・培土（家畜排泄物、魚粉、樹皮、落ち葉、雑草等の動植物性肥料原料及びわら、モミガラ等をそのまま農地土壌に施用する場合も含める。以下、「土壌改良資材等」という。）に関して、高濃度の放射性セシウムを含有する可能性がある。

(2) これら高濃度の放射性セシウムを含む土壌改良資材等を工事に使用すれば、農地土壌への汚染拡大が懸念されることから、工事に使用するモミガラについては、「土壌改良資材等に含まれる放射性セシウムの取扱い（秋田県農林水産部）」によるものとする。
（美の国あきたネット　https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5471）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第13節 パイプライン付属材料</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第14節 法面保護用材</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第15節 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に２基設置すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第16節 指定材料の確認</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・共通仕様書　第２編材料編　第２節工事材料の品質「6.海外の建設資材の品質証明」により指定された材料に、次の材料を追加するものとする。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>確認材料名</th><th>規格・品質等</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>基礎砂利類</td><td>敷砂利</td><td>再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝRC-40</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">暗渠排水工事材料</td><td>吸水管</td><td>高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管</td><td></td></tr>
<tr><td>集水管</td><td>硬質塩化ビニル管</td><td></td></tr>
<tr><td>継手類</td><td>ｷｬｯﾌﾟ・ｿｹｯﾄ・ｴﾙﾎﾞ・ﾁｰｽﾞ・十字管</td><td></td></tr>
<tr><td>付属品</td><td>水閘・取水栓</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第17節 その他特記事項
（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）</td><td colspan="3">1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。</td></tr>
</table>

第２編　ほ場整備編

第１章　一般事項

項　　目	内　　容
第1節 一般事項	(1) 耕区境等については、現地で確認しなければならない。 (2) 地区境沿いで施工を行う際、境界杭の有無を確認し亡失及び移動している場合は現地に復元し、常に地区境を確認できる状態を維持しなければならない。 (3) ほ場が湛水している場合は、事前に浅溝を掘る等地表水の排除を行うこと。 (4) 掘削は図面のとおりとするが、土壌等の変化（砂利、埋木、埋設構造物、軟弱地盤等）が認められた場合には監督職員と協議の上、掘削工法、機種及び断面を変更する場合がある。 (5) 標準勾配は図面のとおりとするが、地形及び末端排水路の高さによって変わることもあるので、施工に先立ち測量を行い、監督職員と協議の上実施するものとする。特に測量の結果、標準勾配と大幅に異なる場合は監督職員と協議の上、変更するものとする。

第２章　暗渠排水工

第1節 掘削工	(1) 掘削機械は、バックホウを標準としている。 (2) ほ場が湛水している場合は、事前に浅溝を掘る等地表水の排除を行うこと。 (3) 掘削は原則として下流から始め、吸水渠、集水渠の順で行い、途中から施工してはならない。 (4) バックホウによる掘削は、表土と下層土とが混合しないよう置土しなければならない。 (5) 残土については良質土を飛散しないよう集積するものとする。
第2節 管布設及び被覆材	(1) 吸・集水管の布設は、掘削と併行して行い、吸水管は布設後直ちに被覆材を施し、被覆材の浮上、移動等ないよう田面まで押さえ土を行うこと。 (2) 吸水管の不同沈下を防止するため、掘削底面には小幅板（幅９cm、厚さ9mm程度）を敷設しなければならない。 (3) 管の継手部は移動等しないよう入念に密着させ、埋戻し後、外れることのないよう施工すること。 (4) 被覆材は吸水管を均等に被覆し、埋戻し圧密後の状態で所定の高さになるよう、入念に施工しなければならない。また、この時被覆材の中に土砂等を混入させてはならない。 (5) 水閘部の施工にあたっては、不等沈下しないよう十分締固めた後、継目から漏水しないよう入念に布設するものとする。 (6) 縦型水閘の前後に接続する集水管は塩化ビニル製とし、水閘部及びソケットとポリエチレン管との接続に当たっては、接着剤を使用し、漏水及び脱落のないように施工しなければならない。
第3節 埋戻工	(1) 埋戻しには掘削土を流用するものとするが、泥土等は使用してはならない。 (2) 溝畔、排水口部の埋戻しは、突き固め、土羽打ちを入念に行い、排水路の流入またはほ場の湛水によって崩壊することのないように施工しなければならない。

第３章　既設構造物撤去等

第1節 コンクリート二次製品類	(1) コンクリート二次製品類の撤去にあたっては、事前に規格寸法、延長等を現地で確認した上で実施することとし、施工管理資料（調書及び写真）として整理しておかなければならない。
第2節 根木及び抜根類	(1) 工区内の基盤土内に多量の根木及び抜根が出現した場合は耕区外に搬出し、監督職員が別途指示する場所に集積しなければならない。 (2) 集積した根木及び抜根については建設副産物として処理する予定であるが、事前に施工管理資料（調書及び写真）として整理し、監督職員の指示を受けなければならない。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編
　第１章　総則

項　　目	内　　容		
第1節 積算基準	（１）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （２）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・ 土地改良工事積算基準（土木工事）令和７年度　農林水産省※ ・ 土地改良工事積算基準（機械経費）令和７年度　農林水産省 ・ 土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和７年度版　(一社)農業農村整備情報総合ｾﾝﾀｰ ・ 農業農村整備工事等標準積算基準書　令和７年10月以降適用　秋田県農林水産部 ※一般管理費等率及び鉄筋工については、以下の積算基準等を参考にしています。 ・ 土地改良工事積算基準（土木工事）令和８年度　農林水産省		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第２編　現場説明事項
　第1章　条件明示

第1節 工程関係			
1　他工事との関連事項		ない	
	●	ある	(1)　本工事区間に隣接して別件工事を発注する予定であり、相互の連絡調整を密にして、円滑な施工を行って下さい。
2　施工時期、時間・施工方法の制限事項		ない	・制限なし
	●	ある	(1)　作業時間帯の設定 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとします。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議してください。 工種又は種別・細別 ／ 時間帯（作業開始：８時００分、作業終了：１７時００分）／ 期間 暗渠排水工･補助暗渠排水工 ／ ８時００分 ／ １７時００分 ／ (2)　本工事について、関係機関等から施工時間帯等の制約を受けた場合には別途協議します。 (3)　本工事について、建設機械及び資材の搬入・搬出は、通勤・通学時間帯を避けて行って下さい。
3　関係機関との協議事項		ない	
	●	ある	(1)　施工にあたり関係市町村（にかほ市）及び関係機関（にかほ市土地改良区）と連絡調整を図って下さい。
4　部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし
		ある	
第2節 用地関係			
1　用地の制限に関する事項		ない	
	●	ある	(1)　工事の施工上必要な作業用地等を農地に求める場合、農地法第４条及び第５条に基づく「農地の一時転用」が必要となります。事前に関係市町村、農業委員会等と調整を図り、この結果（写し）を監督職員に報告して下さい。

第3節 公害関係			
1　施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
2　事業損失に関する事項	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	
3　第三者に対する措置	(1)　地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2)　公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3)　汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。		
第4節 安全対策関係			
1　交通誘導員に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	
2　交通安全に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	
3　その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし
		ある	
第5節 工事用道路関係			
1　一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし
		ある	
2　仮設道路の設置	●	ない	・設置なし
		ある	
第6節 仮設備関係			
1　仮設備の設置	●	ない	・設置なし
		ある	
第7節 工事支障物件関係			
1　支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし
		ある	

第8節 建設副産物関係

1 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事

【対象工事】
次の①かつ②に該当する工事

①特定建設資材を使用・搬出する工事
※排出量がｾﾞﾛでも使用量がある場合は対象
※特定建設資材
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など
・木材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ

②請負額が500万円以上(税込み)の工事

	ない
●	ある

・ 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

(1) 分別解体等の方法
明示した以下の事項と別の方法による場合でも変更の対象とはしません。

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業

※作業内容は、工事としての有無を記入する。
※分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではありません。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離
コンクリート殻（有筋）	(株)イーシーサービス	にかほ市中三地字中山28-7	3.4km・2.3km

2 建設副産物の排出（特定建設資材以外又は請負額500万円未満の工事）

●	ない
	ある

・現場外搬出なし

第9節 濁水処理及び薬液注入関係

1 濁水処理に関する事項

	ない
●	ある

・ 工事施工に伴う汚濁水の排水に関しては「農業農村整備事業における泥水流出対策実施要領」を遵守し、下流域の実態について十分配慮して施工を進めて下さい。

2 薬液注入の施工

●	ない
	ある

・施工なし

第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱

1 設計変更の手続き

・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。

2 契約変更の手続き

・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。
ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。

3 軽微な設計変更

・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。
(1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
(2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の３０％又は１千万円をこえるもの

4 設計変更において追加が予想される事項

	ない
●	ある

・ 本工事の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。

(1) 暗渠排水工施工数量の変更
(2) 建設副産物処理量の実績による変更
(3) 区画整理付帯工の追加
(4) その他予期せぬ事項

<table>
<tr><td colspan="4">第11節 その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　工事現場発生材
（工事現場再利用品）
（建設副産物処理対象）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・再利用品又は発生品なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　その他条件
（快適トイレ導入対象工事）</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・その他の条件は、次のとおりとします。
・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。
(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。
<table><tr><td>設置基数</td><td>1　基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>4　月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>4　基・月</td></tr><tr><td>１基の１月当たり単価</td><td>57,000　円／基・月</td></tr></table>
(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各１台ずつ計２台までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　その他条件
（週休２日制工事）</td><td>●</td><td>発注者
指定型</td><td rowspan="2">・その他の条件は次のとおりです。
・ 本工事は、週休２日を推進するため、労務費、共通仮設費及び現場管理費に週単位の週休２日の現場閉所を行う前提として補正を行っています。
なお、補正係数については「秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用」によるものとします。
・ 工期内において、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。月単位の週休２日が未達成で通期の週休２日のみ達成した場合は補正は行いません。</td></tr>
<tr><td></td><td>受注者
希望型</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4　その他条件
（女性技術者活躍モデル工事）</td><td></td><td>発注者
指定型</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>受注者
希望型</td><td rowspan="2">（受注者希望型）
・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。
(1)　快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。

(2)　女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5　その他条件</td><td>●</td><td>ない</td><td>・条件なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
</table>